

# 国立大学法人電気通信大学教育研究職員の就業の特例に関する規程

平成16年 4月 1日

改正

平成23年 3月29日

平成23年 7月20日

平成27年 3月26日

## (目的)

第1条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）」  
第2条第3項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に  
勤務する教育研究職員の就業の特例に関する事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条第1号に定める教育研究職員に適用する。

## (採用及び昇任の方法)

第3条 教育研究職員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会の議を経て学長の  
定める基準により、学術院教授会、教育研究評議会又は拡大役員会の議を経て学長が行  
う。

2 学術院教授会又は教育研究職員選考委員会は、前項に定める議の結果について、教育  
研究評議会に報告するものとする。

## (大学院担当資格の認定)

第3条の2 教育研究職員の研究科担当資格の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行  
う。

## (欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は採用しないものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人である場合
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなる  
までの者
- 三 国又は国立大学法人等において懲戒解雇に相当する処分を受け、当該処分の日から  
2年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他  
の団体を結成し、又はこれに加入した場合

## (降任)

第5条 学長が、教育研究職員に降任を命ずる場合は、次の各号によるものとする。

- 一 学長が、教育研究職員の意に反して降任を命ずる場合は、教育研究評議会の審査を  
経て行うものとする。
- 二 教育研究評議会は、前号の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を  
記載した説明書を交付しなければならない。
- 三 教育研究評議会は、審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求

した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

四 教育研究評議会は、第一号の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

五 前三号に規定するもののほか、第一号の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

(配置換等)

第6条 学長が、教育研究職員に配置換、併任、出向又は転籍（以下「配置換等」という。）を命ずる場合は、次の各号によるものとする。

一 学長が、教育研究職員の意に反して配置換等を命ずる場合は、教育研究評議会の審査を経て行うものとする。

二 前条第二号から第五号までの規定は、前号の審査の場合にこれを準用する。

(休職の期間)

第7条 学長が、「国立大学法人電気通信大学職員の休職及び復職に関する規程」第2条第1項第1号により教育研究職員を休職にする場合の期間は、個々に教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(解雇)

第8条 学長が、教育研究職員を解雇する場合は、次の各号によるものとする。

一 学長が、教育研究職員の意に反して解雇する場合は、教育研究評議会の審査を経て行うものとする。

二 第5条第二号から第五号までの規定は、前号の審査の場合にこれを準用する。

(研修)

第9条 教育研究職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育研究職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

3 教育研究職員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育研究職員は、学長の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

(懲戒)

第10条 学長が、教育研究職員を懲戒処分にする場合は、「国立大学法人電気通信大学職員懲戒規程」第2条第1項の規定によるほか、次の各号によるものとする。

一 教育研究職員（部局長の職にある者は、当該職務に係るものを除く。）は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

二 第5条第二号から第五号までの規定は、前号の審査の場合にこれを準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。